

令和7年7月29日

◎武石委員長 ただいまより、商工農林水産委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

◎武石委員長 本日の委員会は、「出先機関等の調査事項の取りまとめについて」であります。

お諮りいたします。

日程につきましては、日程案によりたいと思いますが、これに御異議はありますか。

(異議なし)

◎武石委員長 御異議ないものと認めます。なお、取りまとめの項目につきましては、出先機関の調査をした中で、課題と思われる項目を選定いたしました。

まず、取りまとめ項目につきまして、執行部から措置状況等を説明していただき、それに基づいて質疑を行うようにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

また、出先機関調査の際に市町村から受けた陳情については、執行部から措置状況等の説明と質疑したことを受けて、商工農林水産委員会から各市町村へ通知することにいたします。

《農業振興部》

◎武石委員長 初めに、農業振興部について行います。

〈環境農業推進課〉

◎武石委員長 まず、安芸市から要望がありました「農業就労環境整備事業における補助要件の緩和について」、環境農業推進課の説明を求めます。

◎千光士環境農業推進課長 それでは、安芸市の要望事項につきまして御説明させていただきます。安芸市の要望事項は、農業就労環境整備事業における雇用期間の要件を緩和してほしいというものでございます。農業就労環境整備事業費補助金につきましては、元気な未来創造戦略の魅力ある仕事をつくり、若者の定着につなげる取組としまして、農業において、若者や女性が働きやすい環境づくりを支援するために創設した事業でございます。

本事業は、臨時雇用が多い農業で安定的な雇用を創出し、若者の定着につなげるという観点から、3か月以上の雇用を要件としております。

一方、短期的な雇用への対応としましては、雇用期間の要件を設定していない農業労働力確保対策事業費補助金を活用していただき、越知町の山椒や四万十町の露地ショウガなどで、簡易トイレのリースを支援してきたところです。

なお、今回の要望を踏まえて、短期的な雇用であっても、リースではなく、固定式トイレを望む声はどの程度あるのか、まずはニーズの把握に努めてまいります。以上で、環境農業推進課の説明を終わります。

◎武石委員長 質疑を行います。

ニーズの把握に努めるという答弁がありましたので、また様子を見させていただくということにいたします。

(なし)

◎武石委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、環境農業推進課を終わります。

〈農業イノベーション推進課〉

◎武石委員長 次に、安芸市から要望がありました「園芸用ハウス整備における統一規格・標準単価の設定について」、農業イノベーション推進課の説明を求めます。

◎平田農業イノベーション推進課長 安芸市の要望事項について、御説明させていただきます。安芸市の要望事項は、園芸用ハウスの整備において、高知県の統一規格と標準単価を設定してほしいというものでございます。園芸用ハウスは、使用する部材について定められた規格がなく、全国的にも標準単価は設定されていません。

また、本県におきましては、品目や地域によりそれぞれの目的に応じた多様なハウスが整備されており、統一規格を示すことで、農家の求める、多様なハウス整備を制限することになってしまうのではないかと考えております。

一方で、福岡県のように参考価格といった事業費等の目安を示すことは、市町村やJA等が事業を実施する上で、非常に参考になると認識しております。

今後は、園芸用ハウス整備事業の実績を整理いたしまして、ハウスの本体の仕様とか、そのときに導入された機器の種類、事業費等の情報を整理して、市町村やJA等へ提供していきたいと考えております。

◎武石委員長 質疑を行います。

臨機応変な対応をしてもらえるようですので、よろしくお願ひしたいと思います。

(なし)

◎武石委員長 質疑を終わります。

続きまして、「新規就農者の確保に向けた、農業で安定した収入を実現するための取組について」、農業イノベーション推進課の説明を求めます。

◎平田農業イノベーション推進課長 新規就農者の確保に向けた、農業で安定した収入を実現するための取組について御説明させていただきます。1 安定した収入を実現するための県の取組を御覧ください。ソフトの取組とハードの取組を、就農のステージ別に御説明させていただきます。

まず、ソフトの取組でございます。就農前の取組といたしましては、農業担い手育成センター等での研修により、栽培の基礎技術や経営管理の基礎知識の習得支援を行っております。また、就農準備資金などにより、研修中の生活費の援助をしております。

就農時には、担い手支援協議会等による農地やハウス、果樹園の確保への支援や、経営

開始資金により就農開始直後の不安定な経営への支援を行っております。

就農後5年目までは、早期の経営の安定に向けて、野菜では基本的な管理作業やデータに基づいた最適な栽培環境の管理を、普及員が重点的に指導しております。果樹におきましては、果樹の栽培管理指導とともに、栽培開始直後の収穫のない期間の収益を確保するために、露地野菜などの補完品目の栽培指導を行っております。また、経営面におきましては、振興センター等で講習会を開催して、基礎的な経営管理技術の習得を支援しているほか、青年等就農資金により、設備資金や運転資金の無利子貸付けを行っております。

就農後5年目以降は、規模拡大などの経営発展に向けて、野菜では普及員が収量増に向けた環境制御機やデータ活用のスキルアップを支援しております。果樹では、栽培されなくなった果樹園を貸借等により有効活用する園地流動化による規模拡大と剪定などの基礎技術や、データを活用した栽培管理への支援を行っております。経営面におきましては、規模拡大や法人化に向けた労務管理知識の習得などの支援や、近代化資金など通常よりも低い金利での貸付けを行っております。

ハードの取組といたしましては、ハウスなど施設整備や環境制御機器、モノレールやスプリンクラーといった機器導入に係る経費を支援する事業を、栽培品目や就農ステージに応じて用意しております。その下の主要品目における農家の所得の目安に記載しております所得の実現に向けて、就農前から就農後まで、きめ細やかな支援を行い、新規就農者の確保につなげていきたいと考えております。以上で、農業イノベーション推進課の説明を終わります。

◎武石委員長 質疑を行います。

◎上治委員 安定した収入実現するための県の取組の中で、経営計画を作成したときに、貸付けはするけど一般的にどのぐらい費用が必要なのか。それで、今度は返していけないかんのでしょうか、主要品目における所得の目安。作物はそれぞれ違うんですが、始めた方が、例えば借りたお金を5年で返すことができているのか、10年ぐらいかかっているのか、今までの経緯から、どのくらいで運転資金とか設備資金をお返しできているものなのか教えていただけますか。

◎田村農業担い手支援課長 設備投資で融資を受ける際に、事前に農業経営改善計画を策定いたします。この中で収量、単価を想定して収入の目安をつくります。あわせて、必要な経費を試算した上で、農業所得がどのぐらいになるのか作成します。これに加えて、家計費、いわゆる生活費でどのぐらいかかるのか、それから税金等の支出を差し引いた上で、差引き余剰がどのくらい手元に残るのか想定した計画を策定します。

その中で、融資を受けた金額に対して何年で償却していけば、生活に影響が出ないかといった返済計画を立てていきますので、具体的に5年あるいは10年といった部分は、計画を策定する上で、返済期間を設定しているのが現状でございます。

◎上治委員 今まで計画策定してやっておられると思うんですけど、おおむねでいいんですが、何年というところを教えてください。

◎田村農業担い手支援課長 施設園芸の場合ですと、法定耐用年数が14年になっておりますので、基本的には法定耐用年数期間内で償還する計画としております。特に新規就農で始める場合には、経営初期に収入が安定しない時期もありますので、そうした場合には、据置き期間という支払いを猶予する期間を設定した上で、トータルの償還期間を設定しております。

◎上治委員 耐用年数が14年だったら、無利子なんで耐用年数内で返していけばいいんですが、設備ではなくて運転資金については、今までの例からしたら、おおむねどのくらいで返していけると踏んだらいいんですか。

◎田村農業担い手支援課長 短期の運転資金ですと、借りた以降も所得はずっと得られるわけですので、できるだけ短期間で償還するというところで、現場では御相談を受けているかと思えます。その際には、先ほど申し上げました経営計画を基に、差引き余剰の範囲内でできるだけ早めに返せる年数で設定しているのが現状でございます。

◎上治委員 そういう設備資金とか運転資金をお借りするときに、保証人がいると思うんですが、例えば新規農業でその土地へ来られて保証人になる人がいない場合、県として何らかの方法は考えているんですか。

◎田村農業担い手支援課長 新規就農者の融資の場合ですと、国の日本政策金融公庫が融資します青年等就農資金という制度がございます。これは無利子の資金で、保証人は原則必要ない内容となっております。必要に応じて保証協会の保証をつける場合はあるかと思えますけれども、保証人は必要ない状況でございます。

◎塚地委員 安定した経営ということで、自然環境のこともあって、暴落を繰り返すような状況で価格の安定を図る制度が設けられていると思うんです。野菜の種類は限られているとも思うんですけど、そういう制度自体を充実していく考えは、今回の御要望を受けて検討する中で、例えば県としてこういう考え方がありますみたいなものは、ないものでしょうか。

◎青木農業振興部副部長（総括） 委員がおっしゃったように品目が限られておりますが、その品目を栽培される方については、極力加入いただくのがいいと思っていますし、現場でも啓発しているところです。一方で、収入の安定面で見れば、国の制度で収入保険制度がございます。例えば、本来であれば2反で1,000万円の売上げ予定が、価格が下落して700万円を切ることになると、加入していれば9割まで補填される制度がございますので、そういう品目じゃない方については、そちらへの加入を推進しているところです。

◎塚地委員 農家によっては掛金が高くてかけられないというお話も聞くんですけど、掛金を引下げて国からの税金投入を増やすみたいな議論はないものでしょうか。

◎青木農業振興部副部長（総括） 掛金そのものに国の政策的な補助がございますので、現時点では、県として国の制度で下支えしているものについて上乘せはやっていません。ただ、市町村によっては、一部補助している市町村もございます。

◎塚地委員 市町村でやっているところの資料を、後からいただけたらありがたい、お願いします。

◎武石委員長 なければ、質疑を終わります。

以上で、農業イノベーション推進課を終わります。

これで、農業振興部を終わります。

《水産振興部》

◎武石委員長 次に、水産振興部について行います。

〈漁港漁場課〉

◎武石委員長 まず、安芸市から要望のあった「掃海事業の予算拡充について」、漁港漁場課の説明を求めます。

◎松澤漁港漁場課長 取りまとめ項目につきまして御説明いたします。御手元の資料の2ページをお願いします。安芸市から掃海事業の予算額拡充について要望をいただいております。内容は、安芸沖沿岸の障害物撤去に必要な掃海事業予算の拡充でございます。

県では、安芸沖沿岸の障害物撤去に必要な掃海事業につきまして、これまで毎年度、400万円程度の予算を確保し、安芸漁業協同組合や漁業者と調整の上、安芸漁港区域内の海域清掃を行っており、一定の効果を上げておると考えております。令和7年度も、当初予算において400万円程度を確保しており、今後も引き続き予算の確保に努めてまいります。漁港漁場課の説明は以上です。

◎武石委員長 質疑を行います。

◎上治委員 予算の確保はいいんですが、安芸市からこうやってきた経緯には、例えばふだんとは違って、台風とか様々なことによって予算を拡充してくれということではなかろうかと思ったんですけど、特にそんなことはないんですか。

◎松澤漁港漁場課長 漁業者に確認しましたところ、近年、網漁などで障害物が挟まる事例はないということで、毎年度予算を確保して行っている作業が効果を発揮しているものと考えておりますので、引き続き継続したいと考えております。

◎弘田委員 上治委員が言われた、災害のときに安芸海岸は流木がすごく上がって、過去にはシラスを取る網が破れた事例があるわけですけど、災害のときとかにごみが大量に発生したときは、災害復旧予算をとるということでよろしいんですか。

◎松澤漁港漁場課長 台風のときに流木等が流れた際には、災害の制度によって、それらを撤去して引き上げることになっておりますので、適宜それらを採用して、作業を行っております。

◎弘田委員 これは要望なんですけど、災害のときに迅速にやってもらわないと、なかなか漁が再開できない状況が発生しています。これからの話になるんですけど、そういう事態が起こればですね、迅速な対応をよろしくお願いいたします。

◎武石委員長 なければ、質疑を終わります。

以上で、漁港漁場課を終わります。

これで、水産振興部を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(10時23分閉会)